

許可を要しない営業施設のうち輸入食品を取扱う施設(新法に基づいた届出業種)(令和5年度年末一斉取締り)

		調査・ 監視指導 (1)	違反発見 施設数 (2)	違反件数					処分件数					処分 以外の 処置件数 (12)	告発件数 (13)
				設備の 不備 (3)	食品の 取扱不良 (4)	表示基準違反		その他 (6)	営業・業 務 禁止命令 (7)	営業・業 務 停止命令 (8)	改善命令 (9)	物品廃棄 命令 (10)	その他 (11)		
						食品衛生 法 (5)-1	健康増進 法 (5)-2								
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装のみ)	39													
	食肉販売業(包装のみ)	45													
	乳類販売業	63													
	氷雪販売業														
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	14													
販売業	弁当販売業	2													
	野菜果物販売業	5													
	米穀販売業	3													
	通信販売・訪問販売による販売業														
	コンビニエンスストア	6													
	百貨店, 総合スーパー	21													
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く)	4													
	その他の食料・飲料販売業	11													
	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く)														
	いわゆる健康食品の製造・加工業(飲料の製造を除く)														
製造・加工業	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く)														
	農産保存食料品製造・加工業	12													
	調味料製造・加工業														
	糖類製造・加工業														
	精穀・製粉業	6													
	製茶業	1													
	海藻製造・加工業	1													
	卵選別包装業	1													
	その他の食料品製造・加工業	10													
	行商														
上記以外のもの ※改正法による改正後の法第 68条第3項において準用される 者を含む	集団給食施設														
	集団給食施設	学校													
		病院・診療所	3												
		事業所	1												
	その他	1													
	器具, 容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造, 加工に限る)														
露天, 仮設店舗等における飲食の提供のうち, 営業とみなされないもの															
その他	1														
小計		250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

輸入食品を取扱う施設 : 輸入食品を販売する施設または輸入食品を原材料として調理・加工・製造する施設